

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	椎橋 隆 幸		
NAME			

1. 研究課題

(和文) 新時代の刑事司法制度の在り方について

(英文) Saiban-in Trial and Reform of Criminal Investigation and Trial

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 文 600 字程度、英文 50word 程度)

(和文) 近年、わが国の刑事司法に大きな変革を遂げたものの、裁判員制度の創設・採用と刑事訴訟法等の一部改正である。前者は従来の刑事事件に国民が裁判員として参加することにより、国民が刑事裁判に第一審の関与を持つようになり、刑事裁判が国民に身近な存在になることが期待された。後者は、取調べの録音・録画の義務化や不立とした刑事手続の広範な拡大による改正であり、取調べと検査調書に過度に依存した刑事司法の在り方が是正された。両者に共通するのは、第一審の公開を旨とした、分かり易い裁判の実現を目指すものにある。

2年間の研究の根拠は、諸外国の制度との比較法的な研究、採用の実際を調査、改革が正しく実施されるための理論的根拠の探求等であり、これらが、ある程度まとまった論文や講演という形で発表をいたしました。研究業績の詳細については別紙を参照してください。

(英文) I was doing my research on Saiban-in Trial and Reform of Criminal Investigation and Trial for two years. I wrote several articles on the theme and publish them.

2014年度特定課題研究費による研究業績

- 著書 1 椎橋隆幸編著『日韓の刑事司法上の重要問題』（2015年3月、中央大学出版部）
2 椎橋隆幸編著『裁判員裁判に関する日独比較法の検討』（2016年3月、中央大学出版部）
3 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅴ』（2016年3月、中央大学出版部）

- 論文 1 「裁判員裁判の現状と課題―施行5年の総括―」（安廣文夫編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』（2015年5月、成分堂）
2 「証拠収集方法の多様化の意義」（2015年2月、刑事法ジャーナル43号）

- 講演 1 「日本の被害者支援」 JICA 国際研修センター（2015年10月15日）
2 「日本における死刑選択の基準（永山基準）について」（2016年5月5日 於 台湾玄奘大学）
3 「日本の裁判員制度と死刑」（2016年5月6日 於 台湾中央警察大学）

その他

- 1 「盗聴法とは何か」（2015年8月、刑事法ジャーナル45号）
2 「第3次犯罪被害者等基本計画の検討を終えて」
国家公安委員会・警察庁『平成28年度 犯罪被害者白書』（平成28年7月）

以上報告致します。

2016年8月18日

中央大学大学院法務研究科教授 椎橋隆幸